

議案第9号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例等の一部を改正する条例について

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年2月26日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方自治法の改正等に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給  
が可能となることから、所要の改正を行いたいため。

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例  
案

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第29条の2」に改める。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「(以下)」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第3項及び第4項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。)に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。)に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

4 勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の例による。

第24条中「任期が6か月以上の」を削り、「この条」の次に「及び次条」を加え、

同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第24条の2 第14条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第5章中第30条の前に次の1条を加える。

(勤勉手当の総額)

第29条の2 任命権者がその者に所属する第14条の2第1項(第24条の2において準用する場合を含む。)に規定する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の第14条の2第2項(第24条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(交野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 交野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第20条第1項」の次に「又は交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号。以下この条及び第12条第1項において「会計年度任用職員給与等条例」という。)第14条第1項(会計年度任用職員給与等条例第24条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第21条第1項」の次に「又は会計年度任用職員給与等条例第14条の2第1項(会計年度任用職員給与等条例第24条の2において準用する場合を含む。)」を加え、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の

2 第 1 項に規定する」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 2 号。以下この条において「会計年度任用職員給与等条例」という。）」を「会計年度任用職員給与等条例」に改め、同条第 2 項中「、減額すべき」を「減額すべき」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正）

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号」を「、次の各号」に改め、同条第 2 項中「交野市職員旅費条例」を「、交野市職員旅費条例」に改め、同条第 3 項中「職員の厚生は」を「企業職員の厚生は」に、「交野市職員の厚生制度に関する条例」を「、交野市職員の厚生制度に関する条例」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「任用される職員」を「任用される企業職員」に改め、同項第 1 号中「任用される職員」を「任用される企業職員」に改め、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第 2 号中「任用される職員」を「任用される企業職員」に改め、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。